大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届 出があったので公告する。

平成 28 年 6 月 29 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) 栗東市出庭店舗計画 栗東市出庭 528 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 DCMカーマ株式会社 愛知県刈谷市日高町三丁目 411 番地 代表取締役 豊田芳行 株式会社前田機工商会 大阪府高石市東羽衣三丁目 5番1号 代表取締役 前田博司
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 DCMカーマ株式会社 愛知県刈谷市日高町三丁目 411 番地 代表取締役 豊田芳行 株式会社上州屋 埼玉県草加市栄町一丁目 5番6号 代表取締役 鈴木健一
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成29年2月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,385 平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 46台
- 7 駐輪場の収容台数

駐輪場① 30台

駐輪場② 10台

8 荷さばき施設の面積

荷さばき施設① 40平方メートル

荷さばき施設② 24平方メートル

9 廃棄物等の保管施設の容量

廃棄物保管施設① 6.0 立方メートル

廃棄物保管施設② 3.75 立方メートル

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 DCMカーマ株式会社 6時30分から20時まで

株式会社上州屋 10時から21時まで

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 6時から21時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2か所

出口1か所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 6時から17時まで

荷さばき施設② 9時から17時まで

- 14 届出年月日 平成 28 年 6 月 14 日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目13番33号

- (2) 縦覧期間 平成28年6月29日から平成28年10月31日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成 28 年 10 月 31 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号